

祭礼等、多数の人が集まる催しでの火気器具などの使用には、  
『消火器の準備』と『消防署への届出』が必要となります。

平成25年8月に京都府の福知山で発生した花火大会火災により、多数の死傷者が出たことを踏まえ、伊勢原市火災予防条例の一部改正を行いました。

## 『届出』等が必要となる催しは？

祭礼、縁日、花火大会などの多数の者の集合する催しで対象火気器具等を使用する場合。

【消火器の準備】が必要  
平成26年8月1日施行  
【露店等開設届出書】の届出が必要  
平成27年3月1日施行

### 【露店等開設届出書の届出】

【一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、次のいずれかに該当する方が届出してください。】

- ① 露店等を開設する店主等で代表者を定め、取りまとめて届出する。
- ② 催しの主催者等が取りまとめて届出する。

【届出場所：消防署本署・各分署】

『届出』対象から除かれる祭礼等

- ・【単一の自治会が開催するもの】
  - ・【事業所が開催するもの】
  - ・【学校が開催するもの】
  - ・【幼稚園、保育園等が開催するもの】
- 《ただし、事業所、学校、幼稚園等は、関係者以外の者、又は不特定の者が参加、来場する催しは、対象になります。》

消火器の準備及び届出不要

### 【消火器の準備・届出は不要】

ただし、対象から除かれる祭礼等であっても、火災予防上の観点から消火器の準備をお願いします。

いせはら〇〇まつり

